

第4章

基本方針

4.1. 基本方針

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、「第3次石狩市環境基本計画」に掲げた、本市が目指す環境像「地域の豊かな資源を活かし 未来へつなぐ 持続可能な共生都市 いしかり」を、地球環境分野において実現するため、「世界をリードするエネルギー転換・脱炭素社会が進み、かけがえのない地球環境を未来の子どもたちへと継承しているまち」を目指す姿として、市民、事業者と市が一体となって脱炭素社会を創ることを目指します。

基 本 理 念

世界をリードするエネルギー転換・脱炭素社会が進み、
かけがえのない地球環境を未来の子どもたちへと継承しているまち

(2) 基本方針

地球温暖化対策を進めるにあたっては、エネルギーの効率的な利用などによる省エネルギー化と、市内に豊富に賦存する再生可能エネルギーの活用を中心として対策を進めます。

また、国の「地球温暖化対策計画」にも掲げられているように「環境・経済・社会の統合的向上」、つまり、地域経済の活性化や雇用創出、地方の人口減少対策や公共交通の確保など、地域が抱える問題の解決にもつながるよう、地域資源、技術革新、創意工夫を活かした施策の推進を図ります。

さらに、深刻化する地球温暖化の防止と同時に、気候変動による影響に適切に対応していく必要があることから、気候変動の「緩和」とあわせて、「適応」していくための地球環境保全対策も同時に行います。

地球温暖化対策を進めるにあたっての基本方針

省エネルギー化と再生可能エネルギー導入を中心とした
地球温暖化対策の推進

地域の再生可能エネルギーを活用した環境負荷の低減と
地域活力の創造の両立

気候変動の「緩和」と「適応」を意識した環境保全対策の推進

① 省エネルギー化と再生可能エネルギー導入を中心とした地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を進める上で、エネルギーを効率的に使用するとともに無駄なエネルギー消費を抑える、省エネルギー化を推進します。一方で、省エネルギー化はこれまでも取り組んできたものであり、限界があるのも事実です。そのため、再生可能エネルギーなどの温室効果ガスを発生させないエネルギーを活用し、省エネルギー化と再生可能エネルギー導入により、一層の地球温暖化対策を目指します。

特に、令和 32（2050）年のゼロカーボン達成に向けては、これまでの取り組みの延長では達成できないとも言われており、新しい生活スタイルの確立や働き方改革の手段として ICT 等を活用した移動低減による脱炭素化などの取り組みも進めます。

② 地域の再生可能エネルギーを活用した環境負荷の低減と地域活力の創造の両立

石狩市は、第 3 章で記載したように、再生可能エネルギー、特に太陽光発電や風力発電の賦存量が多く、複数の発電事業計画があります。一方で、発電したエネルギーは地域外に流出しており、地域で十分に活用されているとは言い難いのが現状です。

地域の再生可能エネルギーを地域で活用すると同時に資金も地域で循環する仕組みを作ることにより、地域の環境負荷の低減につなげると同時に、地域経済の循環、地域の活性化を目指します。

③ 気候変動の「緩和」と「適応」を意識した環境保全対策の推進

地球温暖化による影響が避けられなくなった今、地球温暖化対策には、大きく分けて「緩和策」と「適応策」の 2 種類が求められています。

「緩和策」は、温室効果ガスの排出削減等により地球温暖化の進行を抑制するための対策です。省エネ行動などでエネルギー消費を低減することや、再生可能エネルギーを利用して化石燃料の使用を少なくしていくことなどが該当します。

一方で、「適応策」は、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための対策です。高温に強い作物の開発を行うことや、大雨などの災害に備えた整備を行うことなどが該当します。

「緩和策」と「適応策」は、両方もが地球温暖化対策に不可欠であるため、これらを車の両輪と考え、市民・事業者と市が一丸となって推進していく必要があります。

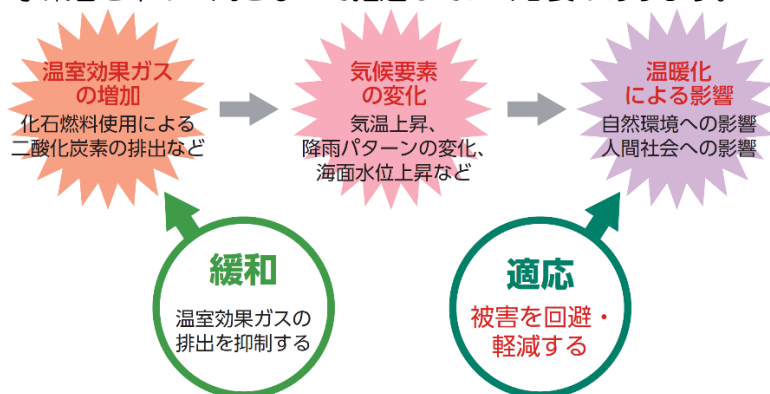


図 23：地球温暖化の緩和策と適応策の関係

出典：令和元年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

4.2. 温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガス排出量の評価手法

石狩市には豊富な再生可能エネルギーが賦存していますが、そのほとんどは FIT 制度によって売電され、石狩市内で使用されている再生可能エネルギーはほとんどない状態となっています。

しかしながら、実際には CO₂ を排出せずに発電を行っているため、化石燃料による発電の割合を低減させるなど地域外への貢献を行っているほか、今後の技術革新により地域で発電した電力が地域で活用できる仕組みが構築できれば、エネルギーの地産地活が可能となります。このことから、地域で発電している再生可能エネルギーは地域の温室効果ガス排出削減に寄与しているものとして取り扱います。

(2) 削減目標

① 全部門の削減目標

国は、平成 25（2013）年度を基準とし、令和 12（2030）年度における温室効果ガス削減目標を部門別に設定しています。市は、本計画で削減対象とするエネルギー起源 CO₂ について、国の目標に準じた削減目標を定めることとします。

基準となる平成 25（2013）年度の市の CO₂ 排出量は 616 千 t-CO₂ で、ここから部門別に設定された削減目標値を差し引くと、基準年から 26.7% 減となる 451 千 t-CO₂ となります。

将来推計による市の令和 12（2030）年度の排出量は 585 千 t-CO₂ です。排出削減の取り組みにより、134 千 t-CO₂ の削減が必要です。

本計画では、この「令和 12（2030）年度 CO₂ 排出量 451 千 t-CO₂ 以下」を目標とします。

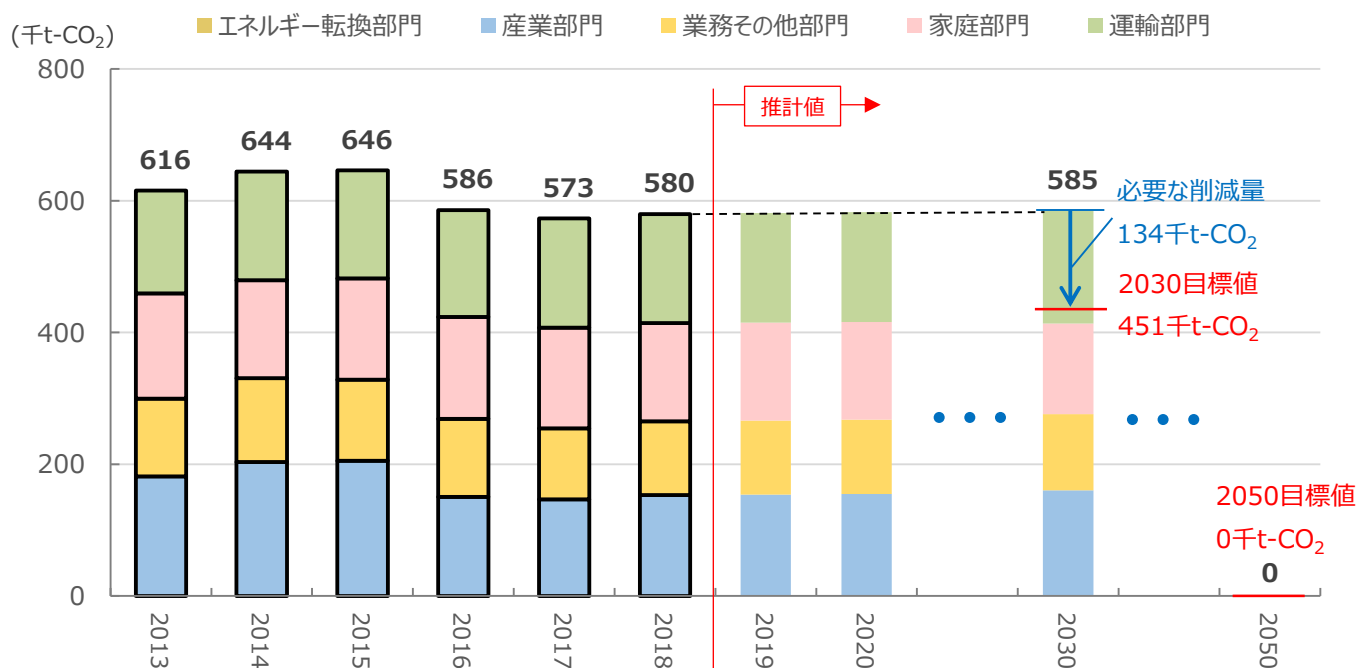


図 24：温室効果ガス排出量の推移と令和 12（2030）年度までの将来推計

②部門別の削減目標

国の地球温暖化対策計画では、部門別の排出量の目安も示しており、それを踏まえて市の部門ごとの削減目標を設定すると、以下ようになります。

表 6：部門別温室効果ガス排出量の削減目標

	基準年 (2013)の 排出量	国の 削減目標%	2030の 排出量目標	2030 推計値	必要な 削減量	参考 直近(2018)の 排出量
エネルギー起源 CO ₂						
・産業部門	182	-6.5%	170	161	-	153
・業務その他部門	118	-39.8%	71	115	-44	112
・家庭部門	160	-39.3%	97	138	-41	149
・運輸部門	156	-27.6%	113	171	-58	165
・エネルギー転換部門	0.11	-27.7%	0.08	0.16	-0.08	0.14
合計	616		451	585	-134	580

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。
出典：【国の削減目標（削減目標%）】環境省

1) 業務その他部門

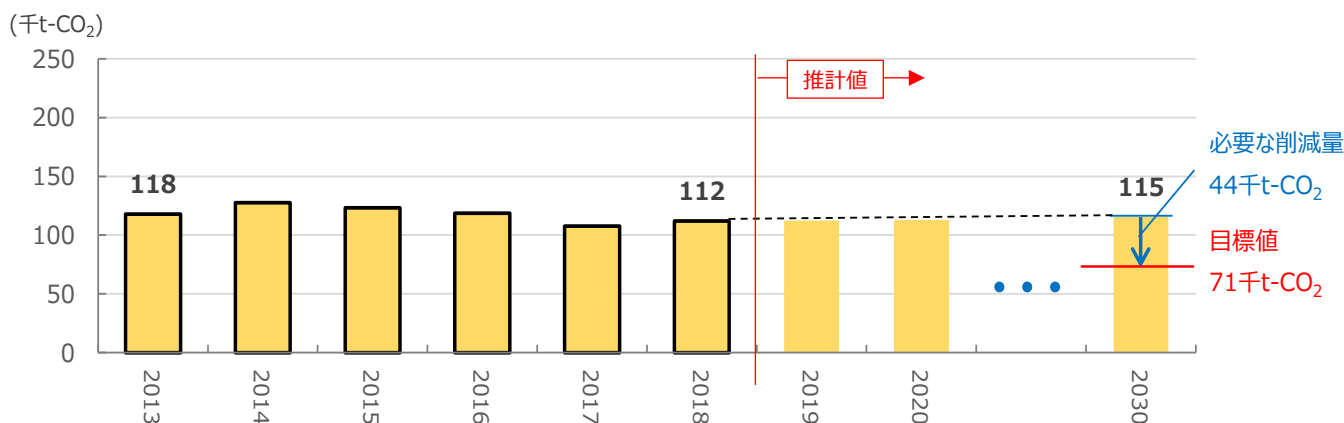


図 25：業務その他部門の削減目標

2) 家庭部門

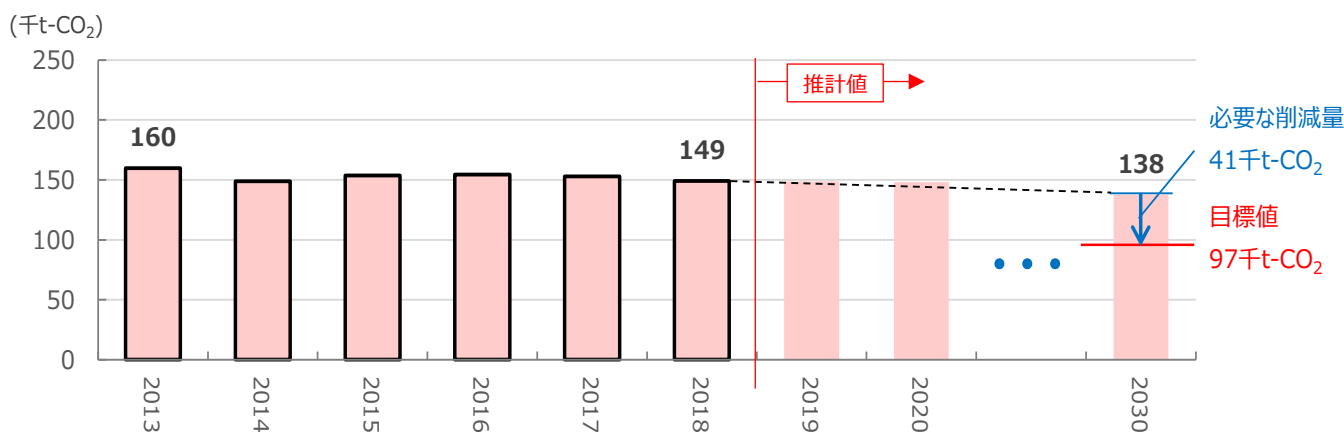


図 26：家庭部門の削減目標

3) 運輸部門

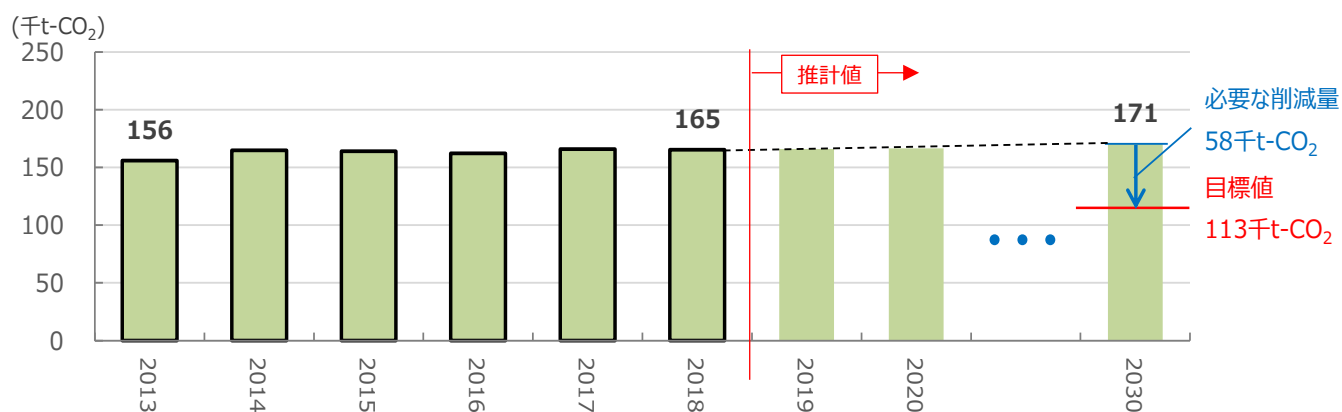


図 27：運輸部門の削減目標

4) エネルギー転換部門

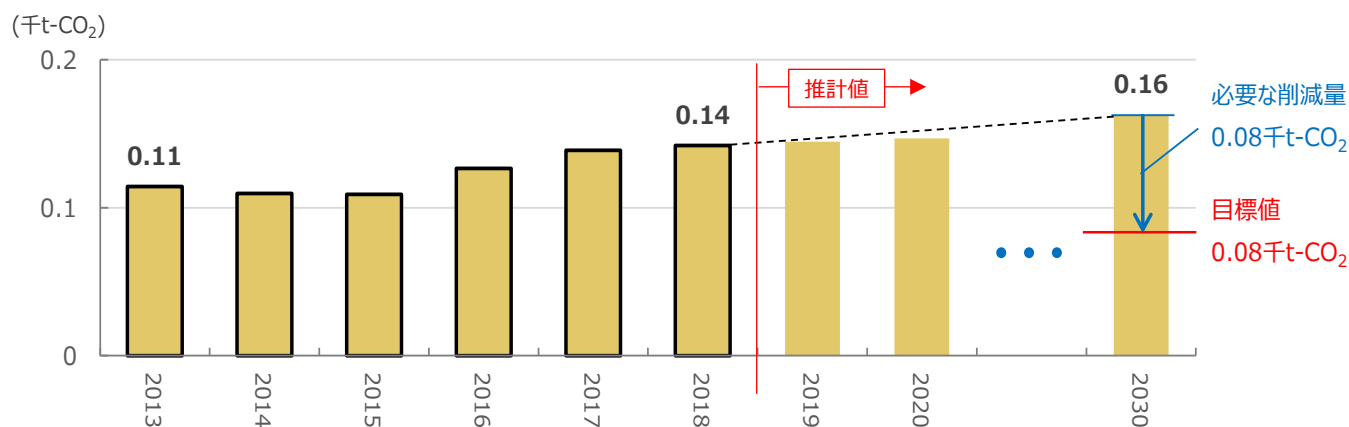


図 28：エネルギー転換部門の削減目標